

世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

(申請者)

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

私は、世田谷区多世代近居・同居推進助成金の交付を受けたいので、世田谷区多世代近居・同居推進助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 対象費用の内容

内容（該当するものにレ点）	☐ 礼金・権利金・仲介手数料（賃貸）
	☐ 仲介手数料（賃貸以外） ☐ 不動産登記費用 ☐ 引越し費用

2. 近居・同居の種別

☐ 近居（区立中学校学区区域が同一又は隣接）	☐ 近居（3キロメートル以内）	☐ 同居
---	--	-----------------------------

3. 世帯構成

子育て世帯

現住所			
転入・転居後住所			
氏名	続柄	生年月日（和暦）	満年齢
	世帯主		

親世帯

現住所			
転入・転居後住所			
氏名	続柄	生年月日（和暦）	満年齢
	世帯主		

（裏面に続く）

4. 転入又は転居後の住宅に係る契約内容・契約締結予定日

	契約内容	契約締結予定日
☐	売買契約又は建築請負工事契約	年 月 日
☐	賃貸借契約	年 月 日
☐	売買契約等の締結無し（引越しのみ）	

* 契約締結前に交付決定を受けている必要がありますので、ご注意ください。

5. 近居又は同居開始予定時期

年 月

6. 助成金交付申請に係る誓約及び同意

私は、世田谷区多世代近居・同居推進助成金の交付を申請するにあたり、以下の①～⑦の要件を満たしていることを誓約するとともに、交付決定のために必要な情報について区が公簿等を確認すること及び同要件を満たさなくなった場合には速やかに世田谷区へ報告すること、並びに助成金の返還が命じられた場合は、速やかに返還に応じることに同意します。

- ① 現在、世田谷区に住所を有する子育て世帯及び親世帯が、住民税を滞納している者がいない。
- ② 申請者の世帯において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく扶助を受けている者がいない。
- ③ 申請者の世帯において、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者がいない。
- ④ 「3. 世帯構成」の中に、暴力団員又は暴力団関係者の者がいない。
- ⑤ 「3. 世帯構成」の申請者の属する世帯の構成員に、過去に当該助成金の交付を受けている者がいない。
- ⑥ 区内に転入又は転居した日から起算して 5 年以上、近居又は同居を継続する見込みである。
- ⑦ 区内に転入又は転居した日から起算して、5 年が経過した日以後の最初の 3 月 31 日までの間、世田谷区が居住状況等の確認のため、私の住民基本台帳について調査すること、及び近居又は同居に関するアンケートを実施した場合に回答に協力すること。

年 月 日

住所

氏名